

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金

2月中旬に「支給要件確認書」が届いている人の申請期限が迫っています。
まだ申請が済んでいない場合は、早めに手続きしましょう。

支給額

10万円

支給対象

次のいずれかに当てはまる世帯

別表 住民税均等割非課税相当限度額

扶養する親族の数	非課税相当限度額	
	(収入額ベース)	(所得額ベース)
0人	930,000円	380,000円
1人	1,378,000円	828,000円
2人	1,683,999円	1,108,000円
3人	2,099,999円	1,388,000円
4人	2,499,999円	1,668,000円
障害者、寡婦(夫)、ひとり親の場合(右欄の額を超える場合は上欄を適用)	2,043,999円	1,350,000円

※ いずれに該当する場合でも支給は1世帯1回限り。

住民税非課税世帯

令和3年12月10日に旭市に住民登録があり、世帯全員の令和3年度住民税均等割が非課税である世帯

※ 世帯全員が、住民税が課税されている親族などに扶養されている場合は対象外。

家計急変世帯

令和3年1月から令和4年9月までの間に、世帯全員の収入が新型コロナウイルスの影響を受けて減少し、その間の任意の1か月の収入×12の額が別表に掲げる額以下になる世帯

申請手続きなど

● 住民税非課税世帯に該当すると思われる人には、2月中旬に社会福祉課から支給要件確

認書が届いています。

提出期限は発行日から3か月以内ですので、提出が済んでいない人は、早めに提出してください。

● 住民税非課税世帯に該当する人

で支給要件確認書が届いていない人や、家計急変世帯に該当する人は、別途申請手続きが必要です。申請期限は令和4年9月30日(金)です。
※ 申請に関するくわしいことや不明な点は問い合わせてください。

● 問い合わせ先

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金担当窓口(社会福祉課社会班内)

☎ 62・5376

受付時間…午前9時～午後4時(平日のみ)

よくあるお問い合わせ

Q 私の世界帯は、令和3年度住民税均等割が非課税ですが「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給要件確認書」が届きません。手続きはどうしたらいいですか。

A 令和3年1月2日以降に転入した人や、世帯に未申告の人(誰の扶養にもなっていない子どもを含む)がいる場合は、申請が必要です。申請期限は、令和4年9月30日(金)です。

※ 令和3年度住民税均等割が課税されている親族などに扶養されている場合は、本給付金の対象にはなりません。なお、扶養されている世帯でも、一人でも扶養されていない非課税の人がいれば、対象になる場合があります。

Q 家計急変世帯に対する給付の申請に添付する「収入が減少したことを証明する書類」は、どのようなものですか。

A 自営業の場合は帳簿や預金通帳の写し、お勤めの場合は勤務先からの給与明細書などを添付してください。どうしてもこのような資料が提出できない場合は、自身の収入が新型コロナウイルス感染症の影響により、住民税均等割非課税世帯に相当する水準となった状況

を、なるべく具体的に記載した申立書を提出してください。

● 新型コロナにより収入が減った理由(例：仕事を休業したため令和〇年〇月の収入がありませんでした など)

● 収入が減ったことが確認できる書類を添付できない理由(例：日雇いの仕事なので、給料明細をもらっていません など)

Q 農業を営んでいます。冬場の1か月収入が減少しましたが、給付の申請はできますか。

A 家計急変世帯に対する給付は、あくまでも新型コロナの影響を受けて収入の減少があった世帯に対するものです。事業活動に季節性がある場合や農産物の出荷時期による収入の変動など、通常収入を得られる時期以外や、天候不順などによる減収月は対象にならないので、注意してください。

Q 届いた「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給要件確認書」を提出しないと、給付金は受け取ることができませんか。

A 支給要件を確認するための書類なので、必ず提出する必要があります。確認事項の該当欄に☑(チェック)して、提出してください。